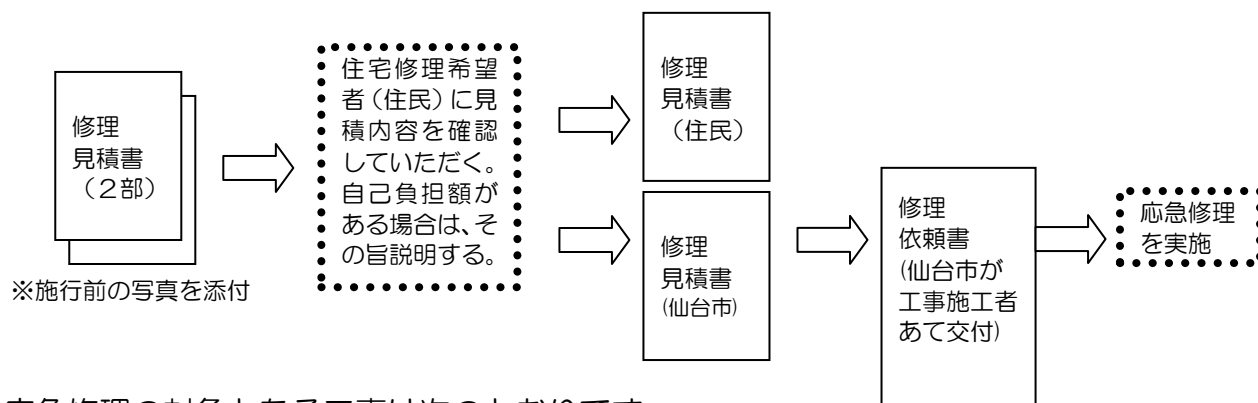


## 住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ

- 住宅の修理を希望する住民に対し、見積書の作成をお願いします。
- 別添の様式第3号により、修理見積書を作成してください。
- 修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付してください。
- 修理見積書は、2部作成してください。住民に見積内容を説明し、見積書の下欄に内容確認の記名押印をいただいでください。
- 見積書は、1部を住民に交付し、もう1部は仙台市役所 財産管理課に提出願います。
- 市は、提出された修理見積書を審査し、工事をおこなう業者あてに修理依頼書を交付します。



応急修理の対象となる工事は次のとおりです。

- 屋根・柱・床・外壁・基礎など
- ドア・窓などの外部に面する開口部
- 上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- 衛生設備

### <注意点>

工事が完了したら、工事完了報告書を仙台市役所 保険年金課に提出します。報告書には、①工事着手前、②施工中、③工事完了後の写真添付が必要となります。工事写真の管理をよろしくお願いいたします。

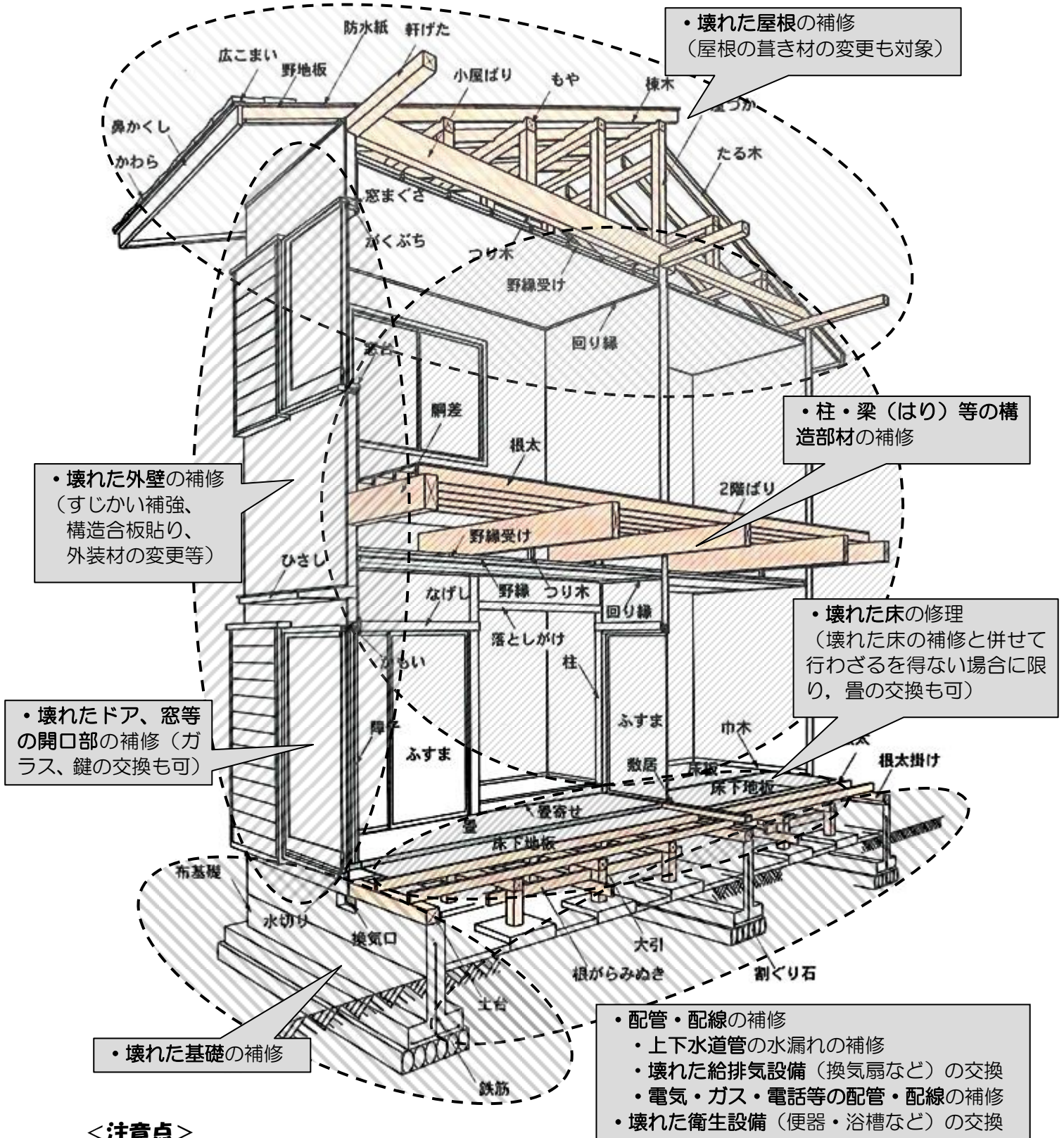
住民へ見積内容説明の際、住民負担分がある場合、その旨を住民に説明願います。応急修理制度対象分以外の代金については、直接住民にご請求願います。

応急修理制度に係る工事代金（半壊・大規模半壊・全壊は税込 59 万 5 千円、一部損壊（準半壊）は税込 30 万円限度）の仙台市への請求手続き方法については、下記までお問い合わせ願います。

(郵送の場合の送付住所)  
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1  
(修理見積書の提出・問い合わせ先)  
仙台市財政局財産管理課  
電話：214-1278,1288,8122  
(工事完了報告書の提出・問い合わせ先)  
仙台市健康福祉局保険年金課  
電話：214-8172

# 住宅の応急修理対象範囲

(令和元年台風第19号に伴う災害により被災した部位に限ります)



## < 注意点 >

- 内装は原則として、対象外です (例: 間仕切り壁及び天井の仕上げ, ふすま, 障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、畳の交換も可能です。家電製品は、対象外です。